

転居

に関連するおもな手続

	下記にあてはまる方は世帯にいますか？ あてはまる手続をご自身で確認してください	手続	必要なもの	該当	受付窓口	受付済
住所 戸籍	マイナンバーカードまたは住民基本台帳カードのいずれかをお持ちの方	カードの住所変更	(お持ちの方) ・マイナンバーカード ・住民基本台帳カード ※暗証番号の入力が必要です		市民課 市役所 1階 7～10 番窓口	
	申請したマイナンバーカードを受け取っていない方	カードを受け取った後に新住所を追記します ※新住所のみ記載したカードをご希望の場合は再申請が必要です	再申請を希望する場合は受付窓口でご相談ください			
	印鑑登録をしている方	住所は自動的に変更になります				
※各種保険証・受給者証・認定証等は、 後日郵送 で送付いたします						
保険 年金	国民健康保険に加入している方	国民健康保険証の住所変更	旧住所の国民健康保険証		市民課 市役所 1階 7～10 番窓口	
	→各種認定証をお持ちの方	各種認定証の住所変更	旧住所の各種認定証 ・限度額適用認定証 ・限度額適用・標準負担額減額認定証 ・特定疾病療養受療証			
	75歳以上の方 または 65歳以上で後期高齢者医療制度に加入している方	後期高齢者医療保険証の住所変更 (後日郵送)	旧住所の後期高齢者医療保険証		保険年金課 市役所 1階 12 番窓口	
	→各種認定証をお持ちの方	各種認定証の住所変更 (後日郵送)	旧住所の各種認定証 ・限度額適用認定証 ・限度額適用・標準負担額減額認定証 ・特定疾病療養受療証			
	年金を受給している方	日本年金機構にマイナンバーが登録されている方は住所変更の届出は原則不要ですが、未登録の方等は届出が必要です ※共済年金の方は共済組合へ、農業者年金の方は農協または農業委員会事務局へお問い合わせください			日本年金機構 米沢年金事務所 0238-22-4220	
高 齢	介護保険証をお持ちの方 (65歳以上または要介護認定を受けている方)	介護保険証の住所変更 (後日郵送)	介護保険証		高齢福祉課 市役所 1階 16 番窓口	
	介護保険施設に転居された方	負担限度額認定申請	本人及び配偶者名義全ての預金通帳 及び有価証券等			
障がい	障がいの手帳をお持ちの方	各種手帳の住所変更	・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳など		社会福祉課 市役所 1階 15 番窓口	
	重度心身障がい者の医療費受給資格をお持ちの方	重度心身障害者医療費受給者証の住所変更 ※変更届の提出が必要	重度心身障害者医療費受給者証 (交付されている方) ※同意書や認印が必要な場合があります			
	自立支援医療受給者証をお持ちの方	自立支援医療受給者証の住所変更	自立支援医療受給者証			
	各種手当 (特別障害者手当、障害児福祉手当、 重度心身障がい児養育手当、特別児童扶養手当) を 受給している方	各種手当の住所変更				
	心身障がい者扶養共済加入者	心身障がい者扶養共済加入者の住所 変更届、債権者登録 (変更) 申出書				
こども	放課後児童クラブ利用の方	児童クラブ入会	就労証明書など		各児童クラブ	
	児童手当を受給している方 (0歳～中学生)	手続は必要ありません	子どものマイナンバーがわかるもの (子どもと別居しているとき) ※公務員世帯の方は、勤務先へ申請 してください		子育て支援課 市役所 1階 14 番窓口	
	児童手当を受給していて、児童と異なる 住所に住む方	別居監護の申立 ※同月中に同居になる場合は不要				
	子育て支援医療証をお持ちの方 (0歳～高校生等) ※18歳になった年の年度末まで	子育て支援医療証の住所変更	子育て支援医療証			
	保育所等に入所しているお子さんが転居する、 または保護者が転居する方	教育・保育給付認定変更申請書兼 届出事項変更届	届出人の本人確認書類			
	ひとり親家庭等に該当している方 ※世帯構成に変更がある方は、 別に手続が必要になる場合があります	児童扶養手当の住所変更 ひとり親家庭等医療証の住所変更 ※変更届の提出が必要	受付窓口でご相談ください ひとり親家庭等医療証			
税・料金	上下水道を使用する方、または使用をやめる方	使用開始または中止の異動届 ※メールでの手続も可、中止のみ電話 での手続も可 (詳しくはホームページ をご覧ください)			上下水道部庁舎 1階 水道センター・料金窓口 0238-22-4511	
	税や料等の納付について相談される方	納付相談			納税課 市役所 2階 1 番窓口	

その他

市営住宅を退去する方 または 市営住宅に同居する方	市営住宅の退去手続 市営住宅の同居手続	入居者が増減する場合、必ず届出 が必要で 受付窓口でご相談ください	市営住宅指定管理公益 サービス共同企業体 0238-40-8700
犬を飼っている方	犬の登録事項変更手続		生活安全課 市役所 1 階 13 番窓口
転居先に地下水採取設備がある方	動力を用いて地下水を採取するための設備があり、揚水機の吐出口 断面（吐出口が複数あるときは断面積の合計とする）が 6 cm ² を超え ていた場合、地位の継承または廃止の手続		環境課 市役所 3 階 2 番窓口
ごみの出し方のご案内	ホームページで確認・データのダウンロードができます また、分別の案内冊子は環境窓口でも配布しています		
粗大ごみの処分が必要な方	戸別収集の申し込み	料金等は受付窓口でご相談ください	粗大ごみ回収センター 0238-22-5235
町内会や自治会に入会したい方	お住いの町内会や自治会に連絡をして、入会の手続を進めてください (市役所での手続はありません) なお、お住いの町内会や自治会が不明な場合は、町内会等をお調べ いたしますので、コミュニティ推進課へお問い合わせください ※マンションやアパートの場合は、大家の方や管理人の方にお問い 合わせください		コミュニティ推進課 市役所 3 階 7 番窓口



992-8501

米沢市金池五丁目 2 番 25 号 米沢市役所

☎0238-22-5111

開庁（受付）時間 8時30分～17:00

（土日・祝日、年末年始の閉庁日はお休みです）

米沢市ホームページ <http://www.city.yonezawa.yamagata.jp/>

手続チェックシート 転居

米沢市内で引越しされた方へ

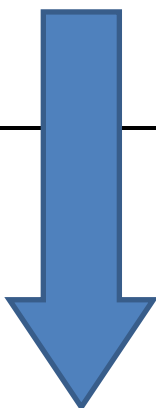
転居届

住み始めた日から **14 日以内** に届出してください

※事前（住み始める前）には手続できません

《届出に必要なもの》

- ・お持ちの方は「**マイナンバーカード**」
または「**住民基本台帳カード**」
- ・外国人の方は「**在留カード**」または「**特別永住者証明書**」



関連する手続は内側にあります

必要な書類がそろわない手続は、
後日あらためてご来庁いただく場合があります。

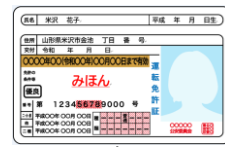
忘れずにお持ちください

本人確認書類

市役所で手続の際は本人確認をいたします。
本人確認書類の提示をお願いいたします。

<官公署が発行した、顔写真付きで身分を
証明できるもの、免許証、許可証>

1点で
本人確認
できるもの



運転免許証



マイナンバーカード

そのほか

- ・パスポート
- ・障害者手帳
- ・官公署発行の顔写真付きの免許証、許可証など

確認に
2点が
必要なもの

- ・健康保険証
- ・介護保険証
- ・年金手帳[※]
- ・社員証、学生証など

※年金手帳は令和 4 年 4 月 1 日に廃止されましたが、引き続き
本人確認書類としてご利用いただけます。

代理人の方が手続するときは

1. 手続ができるかどうか、手続の対象となる方との関係等により確認
させていただきます。
2. 代理人として来られた方について本人確認をいたします。